

看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する計画

当院では、看護職員の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取り組みを行っております。

1. 看護職員と他職種の業務分担

(1) 薬剤師

病棟への薬剤の払い出しは点滴、注射等を患者単位で準備し、病棟看護師の負担軽減を図る

(2) リハビリ職員

リハビリ職員による病室からリハビリ室への患者送迎、担送患者の病室でのリハビリ実施を行う

(3) 事務職

クラークに看護部に所属を変更し、書類・伝票の整理・作成や診療録の準備・整理等を分担する
入院等受付業務を集中化し、入院案内等各種手続きを事務職員が行う

2. 物品等、新規導入及び見直し

- ・除圧・褥瘡対策・体位変換機能付きエアマットの採用により業務負担軽減を図る
- ・ミスト浴という特別機械浴を新規導入し、看護助手の入浴介助の業務負担軽減を図る

3. 看護補助者の日勤・夜勤への配置

- ・看護補助者を適正に配置し、日勤・夜勤での看護職員の業務負担軽減を図る

4. 妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮

- ・妊娠中、本人の申請により深夜勤務・超過勤務を免除する
- ・育児短時間制度の実施
- ・小学校就学始期に達するまでの子のある職員は深夜勤務及び時間外勤務を制限する

5. その他

- ・看護職員数を適正に管理し、職員1人当たりの業務負担を軽減するとともに、育休休暇等が取得しやすい体制を整備する
- ・夜勤・交代勤務ガイドライン（日本看護協会）に添った勤務形態にするための体制を整備する
- ・院内研修・病棟会議等は勤務時間内で実施する
- ・毎月処遇改善手当 6,000 円を支給し、看護助手の処遇改善を行う

6. 役割分担推進のための委員会

- ・役割分担推進のための委員会は安全衛生委員会の一環とする
- ・当計画の実施状況等について、年1回以上委員会に報告し審議を行う
- ・看護職員と看護補助者の業務内容及び業務負担についても年1回以上、当委員会で検討する
- ・委員会の参加者は院長・医師・事務長・看護部長・看護師長・診療技術職員・事務職

7. 計画達成の目標年度

2024 年度